

事例報告登録制度 一般事例報告の受付の一時停止について

学術部 学術委員会

一般社団法人日本作業療法士協会では、2005年9月1日より事例報告登録制度を開始し、次の目的「①事例報告の作成によって会員の作業療法実践の質的向上を図る、②事例報告の分析によって作業療法成果の根拠資料を作成する、③事例報告の提示によって作業療法の成果を内外に示していく」で事例報告を集積してきました。現在公開されている一般事例の登録数は2,069事例であり、日本の作業療法における実践の成果が数字となって表れています。

事例報告登録制度の開始から15年以上経過し、定期的に事例報告登録システムの更新を行ってまいりましたが、システムの老朽化により連絡メールが届かないなどの管理・運営業務に多大な支障を来していることや、現在の登録形式（情報）では作業療法成果の根拠資料を作成するという本来の目的にはそぐわなくなってしまうことから、現行のまま事例報告登録制度を継続することは困難な状況と判断いたしました。

そこで、第三次作業療法5ヵ年戦略においても示しているとおり、協会のコンピュータシステムの基幹部分の統合・刷新を通じて事例報告集積の効率化を図り、会員の利便性の向上と協会業務の効率化を図ることを前提として、関係部署との協議のうえ、2020年度第7回定例理事会（2021年3月20日）において「2021年9月末を目途として、一般事例報告の受付を一旦止める。審査中のものは審査終了まで対応する」ことが承認されました。

その結果、今後の事例報告登録制度の運用としては、一般事例の新規報告の受付を2021年9月末で一時停止し、一般事例の再報告の段階的な受付の停止を行うことといたしました。なお、生活行為向上マネジメント事例の報告については、現行のまま受付を継続いたします。

以上のことから、本年度に新規で報告事例の登録をしようと準備されている方は、2021年9月末までの入力をお願いいたします。また、再報告事例の登録を予定されている方は、下記の表をご参照いただきまして、入力を進めていただきますようお願いいたします。

事例の種類	現行通りの審査の対象とする報告の受付期限	2021年10月1日以降の対応
一般事例報告 新規報告	2021年9月末	受付・審査は行わない（新規事例の停止）
MTDLP事例でD判定となり 一般事例に書き換えた事例報告	2021年9月末	MTDLP事例報告の審査終了後から30日以内の報告に限り、審査を実施する（期限付き再報告）
一般事例報告 再報告	2021年9月末	一般事例報告の審査終了後から30日以内の再報告に限り、再審査を実施する（期限付き再報告）
MTDLP事例報告 新規報告	期限に定めなし	現行通りの審査を実施する
MTDLP事例報告 再報告	期限に定めなし	現行通りの審査を実施する

今後の一般事例の登録のあり方について、現時点での再開時期は未定ですが、事例報告登録制度の新たな運用方針と作業療法実践の集積方法について検討していく所存です。なお、一般事例の新規報告受付停止後も登録事例検索機能は使用可能であり、公開されている情報の閲覧は、現行通り可能です。

さらに、認定作業療法士、専門作業療法士の申請・更新に関連する読み替え等に関しては、教育部の資料をご参照ください。

以上、大変ご迷惑をおかけいたしますが、何卒ご理解、ご協力を賜りますようお願い申し上げます。

***事例報告登録制度に関するお問い合わせは jireitouroku@jaot.or.jp までお願いいたします。**

一般事例報告の受付の一時停止に伴う生涯教育各制度の対応について

教育部 生涯教育委員会

このたびの学術部事例報告登録制度一般事例報告の一時停止に伴い、生涯教育制度の「基礎研修制度」、「認定作業療法士制度」、「専門作業療法士制度」への影響について生涯教育委員会で検討を重ね、以下の対応をすることといたします。

基礎研修修了、認定作業療法士取得、専門作業療法士取得を目指している会員の皆様におかれましては、各制度の対応についてご確認いただき、継続した生涯教育への取り組みをお願いいたします。

1. 基礎研修制度

基礎研修修了要件等の**制度の変更は特にありません。**現職者共通研修①、⑧、⑩のシラバスが変更されます。

2. 認定作業療法士制度

MTDLP 事例報告登録、および既に登録され公開されている事例報告は、認定作業療法士取得要件となるため、**制度の変更は特にありません。**

3. 専門作業療法士制度

各分野の専門作業療法士取得要件2【研究実践】の事例登録は、事例報告登録制度に限定して、各専門分野に定めた事例数を登録することを必須要件としていましたが、**事例報告登録制度の限定を解除**し、事例報告登録制度、学術誌『作業療法』、および各分野で定められた学術誌の実践報告も可能となります。

各制度の詳細は、以下をご確認ください。

***生涯教育制度に関する質問は、ot-syougaiyouiku@jaot.or.jp までお願いします。**

1. 基礎研修制度の対応

基礎研修修了要件等の制度の変更は特にありませんが、事例報告登録制度の一般事例受付一時停止に伴い、「現職者共通研修・現職者選択研修 研修シラバス・運用マニュアル」に示される内容を一部変更いたします。

「現職者共通研修・現職者選択研修 研修シラバス・運用マニュアル 第4.1版」の変更箇所について

①「現職者共通研修 1. 作業療法生涯教育概論」(研修シラバス・運用マニュアル7ページ)

講義内容2) (3)「事例報告登録制度の概要」を削除

これまで、事例報告登録制度の周知と事例報告登録件数の増加をねらいとして、「事例報告登録制度の概要」についての説明をシラバスに含めていましたが、正常な事例報告登録制度運用が困難な状況に鑑み、削除することといたします。事例報告登録制度については「講義内容3) 日本作業療法士協会と都道府県士会の組織と部・委員会の役割(定款・規則・規約等):協会の事業、組織図、各部・委員会の役割」のうち「学術部の役割」関連事項において把握してください。

②「現職者共通研修 8. 事例報告と事例研究」(研修シラバス・運用マニュアル15ページ)

講義内容5)『事例報告登録制度の「事例報告」の書式について確認する』を削除、参考文献の一部削除・追加

講義内容5)『事例報告登録制度の「事例報告」の書式について確認する』は、①の変更と同じ理由により、削除します。参考文献においても同様に、「日本作業療法士協会:事例報告登録システム事例報告書作成の手引(第8.0版)」を削除します。

それに伴い、一般的な事例報告の書式についての紹介として、「日本作業療法士協会:学術誌『作業療法』投稿規定・執筆要領」「CARE case report guidelines」を追加します。

③「現職者共通研修 10. 事例報告」(研修シラバス・運用マニュアル17ページ)

参考文献の一部削除・追加

②の参考文献の削除・追加と同じ変更内容です。

現職者共通研修

1. 作業療法生涯教育概論

<学習目標>

- 1) 作業療法における生涯教育の意義を理解する
 - (1) 倫理綱領に基づく生涯教育の目的を知る
 - (2) 作業療法のための研究の意義を知る
- 2) 日本作業療法士協会生涯教育制度を理解する

<講義内容>

- 1) 作業療法における生涯教育の意義
 - (1) 作業療法士の職業倫理指針と生涯教育制度の目的
 - (2) 作業療法研究の必要性
- 2) 日本作業療法士協会および都道府県士会の生涯教育制度の構造の理解
 - (1) 制度の特徴と構造
 - (2) 基礎研修制度の概要（研修・現状等）
 - ~~(3) 事例報告登録制度の概要~~
 - (4-3) 認定作業療法士制度の概要（創設目的・研修・現状等）
 - (5-4) 専門作業療法士制度の概要（創設目的・研修・現状等）
 - (6-5) 協会の生涯教育制度と所属士会の研修との関連
- 3) 日本作業療法士協会と都道府県士会の組織と部・委員会の役割（定款・規則・規約等）：
協会の事業、組織図、各部・委員会7の役割
- 4) 日本作業療法士協会と都道府県士会の渉外活動
 - (1) 関連団体との活動（議案書に記載されている関係団体の委員推進先など）
 - (2) 診療報酬・介護報酬改定の要望等、各省庁、関連団体との関係
- 5) 日本作業療法士協会に関する資料の理解
 - (1) ホームページ <http://www.jaot.or.jp/>
 - (2) 総会議案書
 - (3) 作業療法白書
 - (4) 中期計画、重点活動目標、年度達成課題等
 - (5) 学術誌作業療法
 - (6) 日本作業療法士協会誌

<参考文献>

- 1) 日本作業療法士協会社員総会議案書.
- 2) 日本作業療法士協会倫理綱領.
- 3) 日本作業療法士協会定款・規約.
- 4) 日本作業療法士協会学術部・編：作業療法ガイドライン.
- 5) 日本作業療法士協会養成教育部：作業療法臨床実習の手引き.
- 6) 学術誌作業療法.
- 7) 日本作業療法士協会誌.
- 8) 作業療法白書 <http://www.jaot.or.jp/whitepaper.html>
- 9) 関連団体の生涯教育講座案内.
- 10) 政府出版物.
- 11) 杉原素子・編：作業療法学全書第1巻 作業療法概論. 協同医書出版社, 2010.

<学習目標>

- 1) 作業療法における事例報告の重要性を理解する
 - (1) 作業療法実践における事例検討の意義を知る
 - (2) 事例報告と事例研究の関係を理解する
 - (3) 事例報告のまとめ方、方法を知る

<講義内容>

- 1) 作業療法実践における事例報告・事例研究の意味を理解する
 - (1) エビデンスに基づく実践を展開するために
 - (2) 生活機能および作業に焦点を当てる実践のために
 - (3) 内省的実践家となるために
- 2) 作業療法のプロセスを確認する
- 3) 作業療法の転帰・帰結と作業療法内容の検討から、「作業療法の成果」について検討する
- 4) 事例報告作成（学会抄録の作成）や発表の方法（口述やポスターなど）について学ぶ
- ~~5) 事例報告登録制度の「事例報告」の書式について確認する~~

<参考文献>

- 1) 杉原素子・編：作業療法学全書 第1巻 作業療法概論. 協同医書出版社, 2010, pp. 261-275.
- 2) 中村雄二郎：臨床の知とは何か. 岩波書店, 1992.
- 3) 山田孝・編：標準作業療法学専門分野 作業療法研究法. 第2版, 医学書院, 2012.
- 4) 現職者共通研修の事例検討会や研修会の資料.
- 5) 学術誌作業療法に掲載された実践報告.
- ~~6) 日本作業療法士協会：事例報告登録システム事例報告書作成の手引（第8.0版）~~
~~<http://www.jaot.or.jp/wp-content/uploads/2010/08/Handbook-for-Case-report-Ver8.0.pdf>~~
日本作業療法士協会：学術誌『作業療法』投稿規定・執筆要領
https://www.jaot.or.jp/academic_journal/gakujutsushi_toukoutei/
- 7) CARE case report guidelines
<https://www.care-statement.org/checklist>
- 8) 清水一・他：臨床教育講座 臨床家のための実践と報告のすすめ 第1回 - 第6回. 作業療法 32 (2) - 33 (1). 2013-2014.
- 9) 齋藤佑樹（編）：作業で語る事例報告：作業療法レジメの書きかた・考えかた. 医学書院, 2014.
- 10) 文部科学省・厚生労働省：人を対象とする医学系研究に関する倫理指針

現職者共通研修 10. 事例報告

<学習目標>

- 1) 作業療法における事例報告の重要性を理解する
- 2) 実際に事例検討会等で事例を報告する
 - (1) 事例報告の過程を理解し、発表する
 - (2) 事例報告を実施するに当たり、まとめ方、資料作成、発表の仕方を学ぶ
 - (3) 事例報告において、倫理的配慮に基づき発表する
- 3) 質疑応答の仕方を学ぶ

<内容>

- 1) 報告のテーマ、目的、意義を考える
- 2) 臨床実践に沿って、作業療法の展開をまとめる
- 3) 作業療法の転帰・帰結と作業療法内容の検討から、「作業療法の成果」について検討する
- 4) クライアントの作業および生活を焦点とし、成果を示すことができる
- 5) 聞き手に配慮し資料を作成し発表する
- 6) 事例検討会などに出席し、発表し、質疑応答を行う

<参考文献>

- 1) 杉原素子・編：作業療法学全書 第1巻 作業療法概論. 協同医書出版社, 2010, pp. 261-275.
- 2) 山田孝・編：標準作業療法学専門分野 作業療法研究法. 第2版, 医学書院, 2012.
- 3) 現職者共通研修の事例検討会や研修会の資料.
- 4) 学術誌作業療法に掲載された実践報告.
- 5) ~~日本作業療法士協会：事例報告登録システム事例報告書作成の手引（第8.0版）~~
<http://www.jaot.or.jp/wp-content/uploads/2010/08/Handbook-for-Case-report-Ver8.0.pdf>
日本作業療法士協会：学術誌『作業療法』投稿規定・執筆要領
https://www.jaot.or.jp/academic_journal/gakujutsushi_toukougitei/
- 6) CARE case report guidelines
<https://www.care-statement.org/checklist->
- 7) 清水一・他：臨床教育講座 臨床家のための実践と報告のすすめ 第1回—第6回. 作業療法 32 (2) -33 (1). 2013-2014.
- 8) 齋藤佑樹（編）：作業で語る事例報告：作業療法レジメの書きかた・考えかた. 医学書院, 2014.

2. 認定作業療法士制度の対応

今回、事例報告登録制度の一時停止に伴う認定作業療法士制度の概要に変更はありません。しかし、認定作業療法士の新規取得要件（事例報告）および更新要件（実践報告）については、2021年10月1日より事例報告登録制度による事例登録の内容が一部変更となります。

事例報告登録制度の詳細につきましては、学術部の説明内容をご確認いただき、ご不明な点は直接お問い合わせください。

・認定作業療法士の新規取得要件（事例報告）について

一般事例については、認定作業療法士新規申請時点で、事例報告登録制度に登録、公開されている事例は、認定作業療法士の新規取得要件の事例報告として認められます。ただし、新規登録および再登録する場合は、学術部が示す事例報告登録制度の詳細をご確認ください。その他の事例報告の方法について変更はありません。

MTDLP 事例における事例登録については、従来通り方法に変更はありません。

以下に初回資格要件のうち事例報告について具体的な例を示します。

要件	具体的な例						不可	
	3事例	2事例	1事例	2事例	1事例	---	1事例	---
事例報告登録制度	3事例	2事例	1事例	2事例	1事例	---	1事例	---
臨床実践能力試験	---	---	---	どれか 1つ	どれか 1つ	どれか 1つ	どれか 2つ	どれか 2つ
臨床実践報告（5例）	---	---	---					
他団体・SIGの資格認定 （1つ以上）	---	---	---	---	1つ	2つ	---	1つ
別表 ②イ.の要件*	---	1つ	2つ	---	1つ	2つ	---	1つ

・認定作業療法士の更新要件（実践報告）について

更新要件の実践報告についても上記同様となります。また、資格更新要件の詳細（別表（第4条第2項関係））*に示す③後輩育成経験の「サ. 本会事例報告登録制度における事例審査」については、従来通り要件として認められます。

* 「認定作業療法士の申請および更新に関する手続き等解説書—2020年度2月版—」参照

3. 専門作業療法士制度の対応

各分野の取得要件2の表および研究実践のページを修正します。

①取得要件2の表の内容修正

例) 専門作業療法士 (福祉用具)

事例報告を査読付き2事例報告とし、事例報告登録制度に加えて、学術誌事例報告 (学術誌『作業療法』、上記の学術誌の実践報告 (福祉用具関係で事例報告の内容) において報告) を追加。

研究実践	論文・著書 *すべて、ISSN、ISBNを取得している専門分野に関する書物であること	論文	作業療法	3	筆頭著者の場合、専門単位数を1.5倍とする	4以上	計10単位数以上
			OTジャーナル、臨床作業療法、クリニカルリハビリテーション、地域リハビリテーション、AJOT、CJOT、BJOT等	2			
			都道府県士会などが発行する学術誌	1			
			その他の学術紙 (専門分野が指定したもの)	1			
			その他 (依頼論文など)	0.5			
		著書	単著・編著	3			
	共著	1					
	学会発表 *すべて専門分野に関する学会発表であること	OT学会	OT学会、国際OT学会	1	筆頭発表者の場合、専門単位数を1.5倍とする	4以上	
			都道府県士会主催の学会など	0.5			
		その他の学会・研修会	OT協会が認めたSIG、リハビリテーション医学に関連ある学会全般 (リハ工カンファレンス、ATAC、生活支援工学会、義肢装具学会、国際義肢装具学会、リハ医学会など)	1			
			専門分野の指定するその他の学会・研究会など	0.5			
	事例報告 *すべて専門分野に関する事例であること 査読付き2事例報告	事例報告登録制度	OT協会の事例報告登録制度に登録 2事例を登録、 事例数は認定OT取得時に福祉用具に関する事例を提出している場合は、その事例を含むことが可能	2	2		
学術誌事例報告		学術誌『作業療法』および上記の学術誌の実践報告 (福祉用具関係で事例報告の内容) において報告					

②研究実践のページの説明を修正

例) 福祉用具

3) 事例報告 (2事例報告で専門単位数2単位を取得)

(1) 事例報告 ~~登録制度への登録~~ 査読付き2事例

専門作業療法士 (福祉用具) では、認定申請のために福祉用具事例2事例を報告する必要があります。方法として日本作業療法士協会学術部の事例報告登録制度に既に登録、公開されている事例を用いるか、または学術誌『作業療法』および福祉用具分野が定める学術誌の実践報告において福祉用具関連の事例報告を行います (査読付き)。2つの方法を併用しても構いません。なお、日本作業療法士協会学術部の事例報告登録制度を用いる場合、認定作業療法士取得時の事例が福祉用具事例であれば、それを含めることができます。